

宮崎県立児湯るびなす支援学校 ホームページ運用規則

1 目的

- (1) 宮崎県立児湯るびなす支援学校ホームページは、本校児童・生徒の学習活動や取り組み等をインターネットを通じて広く公開し、本校の教育活動に対して、理解・関心を深めてもらうことを目的とする。
- (2) 宮崎県立児湯るびなす支援学校ホームページを適切に運用するために本規則を定める。

2 管理・運用

- (1) 運用管理責任者は、学校長とし、ホームページに掲載された全ての情報に関する全責任を負う。
- (2) ホームページ運用・管理については、防災安全部 情報担当が中心となって行い、組織的に行う。
- (3) ホームページ作成に当たり、著作権、知的所有権、個人情報等の保護を目的とする法令を遵守し、違反する行為がないよう十分に配慮する。
- (4) ホームページの更新内容に関しては、運用管理責任者である学校長の決裁を受ける。
- (5) ホームページに掲載した情報に関して、訂正、削除の要請があった場合は、運用管理責任者は、迅速に対応し、適切な措置を講じる。
- (6) ホームページの効果的な活用を促すため、ホームページの情報の更新に努める。

3 個人情報の保護

- (1) データ・個人情報の保護・取り扱いに関しては、個人情報に関連する法律・規則等に基づいて行い、十分に配慮すること。
- (2) 氏名・写真・作品等については、本校個人情報保護調査表に基づき、本人、保護者等の承諾を得たうえで掲載を行う。
- (3) 住所、電話番号、生年月日、家族関係等プライバシーに関わる事項は掲載しないこと。

4 情報発信のモラル

- (1) ホームページ作成に当たり、人権を尊重し、不適切な表現等に配慮する。特に、身体、性、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現に当たっては、十分に配慮する。
- (2) 虚偽の表現や誹謗中傷する表現はしない。
- (3) 特定の政治活動や宗教活動、個人の信条等を支援又は誹謗する表現はしない。

5 著作権・リンクについて

- (1) ホームページの著作権に関しての一切は宮崎県立児湯るびなす支援学校が有するものとする。
- (2) ホームページへのリンクに関しては、学校長の許可を経た場合に限る。
- (3) 自作教材の掲載にあたっては、製作者の承諾を得るなど、適切な手だてをとること。

6 本規則について

- (1) 本規則の改正に関しては、適時行うものとし、学校長の決裁後行う。
- (2) 本規則について改正があれば、それを追記する。